

事業活動継続支援資金

(ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融 資 対 象 者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 耐震診断を行おうとするもの (2) 補強設計（耐震改修をするために必要な設計）を行おうとするもの (3) 耐震改修を行おうとするもの (4) 建替えを行おうとするもの (5) 国の認定を受けた事業継続力強化計画等に基づいて、自然災害やサイバー攻撃、感染症の流行等に対する事前対策（防災・減災等）を行おうとするもの ※1 (1)～(4)については、県内に有する事業用建築物等に限る。 ※2 (2)～(4)については、いずれも耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物で、当該耐震診断の結果を「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録されている耐震判定委員会（以下、「耐震判定委員会」という。）が証する者に限る。 ※3 (3)については、地震に対して安全な構造となる耐震改修の計画（補強設計）であり、当該計画が、国土交通大臣の定める基準に適合していることを耐震判定委員会が証する者に限る。	
使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	○融資対象者(1)～(4)	2億8,000万円
	○融資対象者(5)	8,000万円
利 率	1年以内：年1.85%，1年超3年以内：年2.05%，3年超5年以内：年2.15% 5年超7年以内：年2.35%，7年超10年以内：年2.45%，10年超：変動金利	
保 証 料 率	○融資対象者(1)～(4)	年0%
	○融資対象者(5)	年0.63% ※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。
融 資 期 間	融資対象者(1)～(4)	運転資金 15年以内（うち据置24月以内） 設備資金 20年以内（うち据置36月以内）
	融資対象者(5)	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 15年以内（うち据置36月以内）
償 還 方 法	毎月均等分割	
申 込 先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）	
融 資 申 込 に 必 要 な 書 類	◇中小企業制度資金融資申込書（県要綱第1号様式） ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇事業活動継続支援資金（耐震改修関連）融資対象該当届出書（県要領第5号様式。融資対象者(1)～(4)の場合） ◇事業継続力強化計画認定通知書の写し又は連携事業継続力強化計画認定通知書の写し（融資対象者(5)の場合） ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	

○ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

○ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

